

審査基準

基準の名称		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
大麻草の栽培の規制に関する法律	1 2 - 7 - 1	第一種大麻草採取栽培者免許の取消し (免許の有効期間中に免許の取消し(廃止)を受けようとするとき)
基 準 の 内 容		
未設定（法令等の規定において言い尽くされているため） 【参考】大麻草の栽培の規制に関する法律第12条の7第1項 第一種大麻草採取栽培者は、免許の取消しを受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、免許証を添えて、現在の大麻草の作付面積、現に所有する大麻、発芽不能未処理種子及び麻薬の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。		